

本日の議事日程は次のとおりである。

令和6年和泉市議会第4回定例会議事日程表（第5日）

（12月19日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2	議 案	82	公平委員会委員の選任について	P. 155
3	諮 問	1	人権擁護委員候補者を推薦することにつき意見を求めることについて	P. 158
4	議 案	71	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市北部リージョンセンター）	総務企画 委員長報告
5	議 案	72	市道路線の認定について（井ノ口町1号線ほか38路線）	都市環境 委員長報告
6	議 案	73	市道路線の廃止及び認定について（北信太駅歩1号線ほか1路線）	
7	議 案	74	和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部を改正する条例制定について	
8	議 案	75	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	厚生文教 委員長報告
9	議 案	76	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）	所 管 委員長報告
10	議 案	77	令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生文教 委員長報告
11	議 案	78	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
12	議 案	79	令和6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	都市環境 委員長報告
13	議 案	80	令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
14	議 案	81	令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算 (第1号)	都市環境 委員長報告
15	議 案	83	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例制定について	追 加 P. 2
16	議 案	84	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定について	追 加 P. 68
17	議 案	85	和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	追 加 P. 72
18	議 案	86	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に 関する条例の一部を改正する条例制定について	追 加 P. 76
19	議 案	87	令和6年度和泉市一般会計補正予算 (第6号)	追 加 P. 88
20	議 案	88	令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第3号)	追 加 P. 108
21	議 案	89	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	追 加 P. 117
22	議 案	90	令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補 正予算 (第1号)	追 加 P. 128
23	議 案	91	令和6年度和泉市水道事業会計補正予算 (第2 号)	追 加 P. 134
24	議 案	92	令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算 (第3号)	追 加 P. 149
25	議 案	93	令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算 (第2号)	追 加 P. 167
26	議 案	94	令和6年度和泉市一般会計補正予算 (第7号)	追加その2 P. 2
27	議員提出 議 案	15	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	別 紙

○

本日の会議に付した事件

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程第1～日程第27まで

(午前10時00分開議)

- 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

20番・末下広幸議員から欠席の届出があります。

◎開議宣告

- 関戸繁樹議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 関戸繁樹議長 本日の議事日程等はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名について

- 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、12番・山本秀明議員、14番・阿部 博議員、以上2名の方を指名いたします。

◎議案第82号 公平委員会委員の選任について

- 関戸繁樹議長 日程第2、議案第82号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第82号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の155ページでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本市公平委員会委員として格段の御尽力をいただいております野田邦子氏が、令和6年12月31日をもちまして退任されますので、新たに野田賢太郎氏を公平委員会委員に選任いたしたく、御同意を賜りますよう御提案申し上げます。

野田氏は大阪市北区にお住まいで、職業は弁護士でございます。また、近畿大学の非常勤講師も務められておられます。

経歴の詳細につきましては、議案書156ページの参考資料のとおりでございます。野田氏は弁護士として法務経験が豊かであることはもちろんのこと、人格、識見とも優れた方で、公正かつ誠実に本市のために御尽力いただけるものと存じます。つきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により公平委員会委員として選任することについて、議員皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○ **関戸繁樹議長** 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより採決をいたします。

本件を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意いただきました公平委員会委員の野田賢太郎氏より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○ **野田賢太郎公平委員会委員** おはようございます。

ただいま御紹介いただきました野田賢太郎です。本日、貴重なお時間をいただき、そして同意いただきまして誠にありがとうございます。

公平委員会委員として、公平な立場で、そして職務を全うしていきたいと考えております。

今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎諮問第1号 人権擁護委員候補者を推薦することにつき意見を求めることについて

- 関戸繁樹議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦することにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました諮問第1号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の158ページでございます。

本市人権擁護委員として格段の御尽力をいただきました藤原敏幸氏及び福井けい子氏の退任に伴いまして、両氏の後任として東川 環氏及び小川優美氏を人権擁護委員に推薦いたしたく御提案申し上げます。

東川氏は、上町生まれ、上町にお住まいで、平成18年から和泉市女性問題総合電話相談員を務められております。また、和泉市上町町会長、高石市女性相談支援員としても御活躍されています。

小川氏は、小田町にお住まいで、令和元年から和泉市民生委員・児童委員を務められております。また、和泉市主任児童委員、和泉市学校運営協議会委員等としても御活躍されています。

両氏の経歴の詳細につきましては、議案書159ページの参考資料のとおりでございます。両氏はいずれも豊かな経験から広く社会の実情に通じ、人格、識見高く、信念と情熱を持って人権思想の普及、高揚と人権擁護活動の推進に御尽力いただけるものと存じます。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件についても、委員会付託、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより採決をいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本件を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

○

- ◎議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市北部リージョンセンター）
- ◎議案第72号 市道路線の認定について（井ノ口町1号線ほか38路線）
- ◎議案第73号 市道路線の廃止及び認定について（北信太駅歩1号線ほか1路線）
- ◎議案第74号 和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第75号 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第76号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）
- ◎議案第77号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎議案第78号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎議案第79号 令和6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎議案第80号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- ◎議案第81号 令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算（第1号）

○ 関戸繁樹議長 日程第4、議案第71号「公の施設の指定管理者の指定について（和泉市北部リージョンセンター）」から日程第14、議案第81号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算（第1号）」までの以上11件を一括議題といたします。

本各件については、各常任委員会に付託となっておりましたので、その審査の経過並びに結果について、各常任委員会委員長より順に御報告願います。

最初に、埴田総務企画委員会委員長からお願いいたします。

(総務企画委員会委員長登壇)

○ 総務企画委員会委員長（埴田英伸議員） 御指名によりまして、総務企画委員会に付託されました案件2件について御報告申し上げます。

去る12月6日、委員会を開催し、慎重審査いたしました結果については、お手元に御配付の委員会審査結果表のとおりであります。

議案第71号及び第76号の本委員会所管部分については、別に異議なく原案どおり可決されました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではありますが、総務企画委員会における付託案件の審査の結果報告といたします。

○ 関戸繁樹議長 ありがとうございます。

次に、飯阪都市環境委員会委員長にお願いいたします。

(都市環境委員会委員長登壇)

○ 都市環境委員会委員長（飯阪光典議員） 御指名によりまして、都市環境委員会に付託されました案件7件について御報告申し上げます。

去る12月5日、委員会を開催し、慎重審査いたしました結果については、お手元に御配付の委員会審査結果表のとおりであります。

議案第72号、第73号、第74号については、別に異議なく原案どおり可決されました。

次に、議案第76号の本委員会所管部分については、反対意見があり、起立採決の結果、起立多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第79号、第80号及び第81号については、別に異議なく原案どおり可決されました。

以上、誠に簡単ではありますが、都市環境委員会における付託案件の審査の結果報告といたします。

○ 関戸繁樹議長 ありがとうございます。

次に、浜田厚生文教委員会委員長にお願いいたします。

(厚生文教委員会委員長登壇)

○ 厚生文教委員会委員長（浜田千秋議員） 御指名によりまして、厚生文教委員会に付託されました案件4件について御報告申し上げます。

去る12月4日、委員会を開催し、慎重審査いたしました結果については、お手元に御配付の委員会審査結果表のとおりであります。

議案第75号、第76号の本委員会所管部分、第77号及び第78号については、別に異議なく原案どおり可決されました。

以上、誠に簡単ではありますが、厚生文教委員会における付託案件の審査の結果報告といたします。

○ 関戸繁樹議長 ありがとうございます。

ただいま各常任委員会委員長より審査の経過並びに結果の報告がありました。

各委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女議員。

○ **8番 早乙女 実議員** 8番・日本共産党の早乙女です。

ただいまの委員長報告に対して、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論をいたします。

議案第76号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」についてであります。この補正予算には、富秋中学校区等市営住宅等集約建替事業設計委託料と、同じく富秋中学校等市営住宅等集約建替事業継続費の補正が計上されています。

そもそもこの補正予算は、入札が中止になったことが発端ですが、1者のみの意向打診調査を行い、その業者が入札参加をやめたことでそうなっています。デザインビルド方式そのものが破綻をしたと言える事態であり、工期短縮、安く工事ができるとしていましたが、設計を自前でやって発注をかけ、施工と別に入札をやっても、期間的にもそれほど変わらない状況になってしまっています。結局、業者言いなりに単価を引き上げ、高い工事費になってしまっていることから、この補正予算は認めることができない、反対をいたします。

他の議案には賛成であることを表明して討論といたします。

以上です。

○ **関戸繁樹議長** 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本11件のうち、議案第76号については反対意見がありますので、これを先に電子採決システムにより採決いたします。

まず、議案第76号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の委員長報告は原案可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することを可とする方は賛成のボタンを、否とする方は反

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

対のボタンを押してください。

それでは採決を開始いたします。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認め、これで採決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、残る10件について採決いたします。議案第71号「公の施設の指定管理者の指定について（和泉市北部リージョンセンター）」、議案第72号「市道路線の認定について（井ノ口町1号線ほか38路線）」、議案第73号「市道路線の廃止及び認定について（北信太駅歩1号線ほか1路線）」、議案第74号「和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部を改正する条例制定について」、議案第75号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、議案第77号「令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第78号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第79号「令和6年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第80号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第81号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算（第1号）」の以上10件についての委員長報告は全て原案可決であります。

本各件を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号は委員長報告のとおり可決されました。

各常任委員会正副委員長さんはじめ、各委員の皆様におかれましては、御審査、誠にありがとうございました。

○

◎議案第83号 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○ 関戸繁樹議長 日程第15、議案第83号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第83号について、辻より御説明申し上げます。

追加議案書の2ページでございます。

まず、提案理由は、人事院勧告及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、本市の一般職の職員に支給する給与について所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、内容につきまして、3ページを御覧ください。

第1条による改正は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正で、令和6年4月1日に遡及して適用する内容でございます。第25条及び第26条は、期末手当及び勤勉手当の支給率を増加し、合計で正職員は0.1月分の増額、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員は0.05月分の増額とするものでございます。

次に、5ページから18ページは、給与表の改正で、若年層に重点を置きつつ、給与表全体の引上げを行うものでございます。

18ページを御覧ください。

第2条による改正は、同条例の一部改正のうち令和7年4月1日から施行する内容でございます。

第3条は、再任用職員に住居手当を支給できるよう改正するもので、第13条及び第14条は、扶養手当について、配偶者に対する手当を減額し、子どもに対する手当を増額するものでございます。

20ページを御覧ください。

第14条の2は、地域手当の支給率が都道府県単位に変更されることに伴い、本市の支給率を6%から10%に引き上げるもので、将来的には12%まで引き上げる予定とされているものでございます。

次に、第15条は、通勤手当の上限額を月額15万円と定めるものでございます。

21ページを御覧ください。

第24条の2は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するものでございます。

次に、第25条及び第26条は、期末手当及び勤勉手当について、令和7年度以降の支給率を6月分と12月分で平準化させるとともに、現在、正職員よりも低い率となっている任期付職員及び会計年度任用職員の支給率を0.55月分増額するものです。

23ページを御覧ください。

第40条は、退職手当について、雇用保険法の改正に伴う規定整備を行うものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、25ページから38ページは、給与表の改正でございます。

38ページを御覧ください。

第3条による改正は、同条例の一部改正のうち令和8年4月1日から施行する内容でございます。扶養手当について、配偶者に対する手当を廃止し、子どもに対する手当を増額するもので、段階的に2か年に分けて行うための規定でございます。

40ページを御覧ください。

第4条による改正は、和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正のうち、令和6年4月1日に遡及して適用する内容で、次のページ、第5条による改正は、令和7年4月1日から施行する内容でございます。特定任期付職員の期末手当について、令和6年度は0.05月分増額し、令和7年度は期末手当に加えて勤勉手当を支給する改正を行い、年間合計0.2月分増額するものです。

42ページを御覧ください。

第6条による改正は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正のうち、令和7年4月1日から施行する内容で、次のページ、第7条による改正は令和8年4月1日から施行する内容でございます。企業職員についても、さきの職員の改正と同様の取扱いとするため、必要な規定整備を行うものでございます。

43ページを御覧ください。

最後に、附則は、それぞれの改正の施行期日を定め、また給与表が変わることに伴う経過措置や切替え表などを定めるものでございます。

なお、53ページ以降に給与表の対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上のおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これまで大阪維新の会として、一般職と特別職、議員の条例はそれぞれ別個に議論すべきとの考えから、分割して提案すべきと訴えてまいりました。今回やっと分割提案していただいたことについては、一定評価をしたいと思います。

ですが、なぜ分割提案することに至ったのか、その理由についてお示してください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

これまで一般職と特別職の給与、議員報酬に関する3条例につきましては、いずれも人事院勧告に基づく同一の改正理由と整理いたしまして、1本の議案で提案しておりました。しかし、今年度の改正につきましては、会計年度任用職員の処遇改善など人事院勧告に基づかない改正項目や、地域手当の広域化、配偶者手当の廃止など、特別職や議員には関連しない改正が多く含まれております。また、大阪府内でも分割して条例提案している団体が増えていくことから、大阪府市町村局に確認したところ、分割提案するほうが適切との見解が示されてきて、これらを総合的に判断して分割して提案したものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 もっと早く他団体の状況等を調査して、分割提案すべきだったのではないかなと思います。

先ほどの御答弁では、一般職の改正項目に特別職や議員に関係ない内容が多く含まれていることから分割したということですが、そのような改正項目がない場合、また一本化するなどの考えはあるのか、気になるところです。今後の提案方法はどのように考えているのでしょうか、お示してください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

今回は、人事院勧告に基づかない改正を多く含む内容になっていたため、条例の分割を検討する契機となったものですが、その検討の中で、大阪府市町村局からは分割することが適切との見解も受けておりますため、今後は分割を基本として調整してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。今後は、分割して提案していただけるとい

うことで理解をいたしました。

一般職の給与改定の内容につきましては、人事院勧告の対象でありますので、人事院勧告を尊重いたしまして、特に異論はございません。

質疑は以上です。

- 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

山本議員。

- 12番 山本秀明議員 12番・明政会の山本です。

今回から、以前は人事院勧告に基づく同一改正理由として、1本として上程されていた議案が、今回から3つの議案で上程されるということで、それに至った経過については先ほどの質疑の中で明らかにしていただきましたので、一定理解するところでありますが、これ、第83号、第84号、第85号に関わる分も出てくるんですけども、ここでちょっと議長、質問させていただいてよろしいですかね。

- 関戸繁樹議長 はい、結構です。

- 12番 山本秀明議員 そしたら、ちょっと確認のためお聞きしたいんですけども、いわゆる一般職員さん、そして特別職、議員、この給与等の支給については地方自治法で支給されるものが規定されておりますが、一般職、特別職、議員、それぞれどういうものが規定されているのか、その点について確認させていただきたいと思います。

- 関戸繁樹議長 はい、答弁。

はい、市長公室長。

- 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

市長その他の職員や市議会議員に支給できる給付の種類は、地方自治法第203条及び第204条に定められております。まず、特別職である市長、副市長、教育長と一般職に対しましては、給料と旅費を支給しなければならないこと、また、その他各種手当として、条例に定めることにより支給できる手当の種類が定められております。これを受けて、本市条例において、特別職に対しては地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当、この4つの手当を支給する旨を定めておりまして、一般職に対しては、特別職よりも範囲が広く、例えば勤勉手当、時間外勤務手当、住居手当、扶養手当などの支給を行うことを定めております。

次に、市議会議員につきましては、地方自治法上、議員報酬を支給しなければならないことが定められており、それ以外には費用弁償と期末手当が支給できることとされております。本市条例においても、法律と同じく、議員報酬、費用弁償、期末手当を支給すると定めてい

るところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、山本議員。

○ 12番 山本秀明議員 ありがとうございます。お示しいただきました。

確認ですので、もうこれ以上質問しませんが、いわゆる一般職員さん、特別職と議員とは支給できる範囲が全然違うということを確認させていただきました。議員に関しては、手当では期末手当のみということも確認させていただきましたので、それで結構です。ありがとうございます。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第83号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第84号 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○ 関戸繁樹議長 日程第16、議案第84号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第84号について、辻より御説明申し上げます。

追加議案書の68ページでございます。

まず、提案理由は、一般職の職員に係る給与改定との均衡及び府内の動向等の本市を取り

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

巻く社会経済情勢を鑑み、特別職の職員に支給する給与について所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、内容につきまして、69ページを御覧ください。

第1条による改正は、令和6年4月1日に遡及して適用する内容で、特別職の期末手当について、本年12月の支給率を一般職に準じて0.1月分増額する改正でございます。

70ページを御覧ください。

第2条による改正は、令和7年4月1日から施行する内容で、第4条は、地域手当を一般職と同様に6%から10%に引き上げるもので、第6条は、令和7年度以降の期末手当の支給率について、6月分と12月分を平準化させるものでございます。

最後に、附則は、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

以上のおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件についても、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

先ほどの提案説明では、一般職給与との均衡や社会情勢を勘案して、特別職の給与を改正するとのことですが、特別職や議員の報酬は、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定される一般職の給与とは性格が異なり、その職務の特殊性に応じて決定されるべきもので、一般職と連動して改正すべきものでないと考えます。

では、なぜ特別職の期末手当を一般職と同じように0.1月分増額する必要があるのか、地域手当についても増額する必要があるのか、その理由をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

これまでも特別職、議員の期末手当につきましては、人事院勧告に基づく一般職の期末勤

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

勉手当の改定に準じ改定してきた経過がございます。令和3年度には、一般職と合わせて減額をしており、その経過を踏まえると、今回も一般職に準じて改定すべきと考えております。

また、人事院勧告は、あくまでも一般職を対象とした勧告であるものの、広く民間企業の実態を調査した結果に基づくもので、特別職や議員に対しても、その改定の根拠として最も適切なものと考えておりますことから、これに沿って期末手当及び地域手当の改定を行うものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 人事院勧告を改定の根拠とするという答弁でしたが、そもそも人事院勧告は一般職を対象としたもので、兼業の規制もない特別職や議員がそれに準じる必要性はありません。到底市民の理解を得られるような改正でもありませんし、納得いくものではないということを表明いたしまして、質疑は終わらせていただきます。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 8番・共産党の早乙女です。

今、遠藤議員からも少し議論ありましたけれども、条例では特別職報酬等審議会を開くという形で定められていると思いますけれども、この分は、過去、平成29年以降開催されずに来てるんじゃないかなと思っています。今回も審議会を開催せずに改正が出されているんですが、じゃなぜ今回審議会を開かなかったのかということでの理由をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

和泉市特別職報酬等審議会条例では、議員の議員報酬額及び特別職の給料額に関する条例を提出するとき、審議会の意見を聞かなければならないということが定められております。しかしながら、期末手当、また地域手当につきましては、審議会の審議事項ではないため、市の判断として改正の提案を行ったものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 条例とか法律に根拠のない特別職と、次の議案ですけども、議員の手当で、先ほど遠藤議員もおっしゃってましたけど、人事院勧告と、一般職に合わせるとするのは根拠が薄いんじゃないかなと思っています。上げるにしても下げるにしても、客観的

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

な判断が必要だと考えています。特別職報酬等審議会に私は諮るべきではなかったかなというふうに考えています。

同じことを聞いても同じ答えが返ってくると思いますので、これ以上は聞きませんが、今後、期末手当の改正についても、審議事項ではないという形におっしゃってますけれども、私は審議をすべきだということで要望して終わります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

議案第84号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、大阪維新の会を代表し、反対の立場で討論をいたします。

そもそも人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法第14条に規定されている情勢適応の原則から、公務員の一般職の給与その他の勤務状況の改善及び人事行政の改善に関する勧告の総称であり、我々議員や特別職に適用されるべきものではありません。

先ほどの御答弁では、人事院勧告はあくまでも一般職を対象とした勧告であるということについては一定理解はしているものの、広く民間企業の実態を調査した結果に基づいて、特別職や議員に対しても、その改定の根拠として最も適切なものと考えているという理由から、特別職や議員に対しても改定を行うということでありました。一見もっともな理由のように聞こえますけれども、よく考えてみると、令和3年度に一般職と併せて減額としたというような経緯等々も含めて、何か特別職や議員に気を遣って後から理由を付け加えたのかなと、そのような気がしてなりません。

また、食料品をはじめガソリン等の市民の暮らしに直結している様々な品目の価格が、毎日、毎月のように値上げされ、今後ますます市民の経済的負担が大きくなっていくことが想定される中で、どのような形であれ、特別職が自らの報酬を引き上げることは、市民の理解を得ることは到底できません。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今後については、人事院勧告の本来の趣旨に鑑み、一般職以外の特別職については改定の対象から除外していただくよう強く要望し、議案第84号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は反対をいたします。

以上です。

- 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

山本議員。

- 12番 山本秀明議員 12番・明政会の山本です。

会派を代表いたしまして、議案第84号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場で討論いたします。

地方公務員法第24条において、一般職の給与については、その職務と責任に応じるものでなければならず、生計や国及び他の地方公共団体、民間事業の従業員等の事情を考慮して決定することが定められております。特別職の給与については、このような明文化された規定はありませんが、特別職、一般職の違いはあるものもあるものの、同じ地方公務員として和泉市のために働いており、単なる謝礼や名誉職に対する給付ではなく、役務に対する対価として支払われております。そのため職務と責任に応じて決定すべきことや、国、他の地方自治体、民間事業者の事情を考慮して決めるべきという性格は同様であります。

人事院勧告に基づく改定は、民間事業者の状況を反映したものであり、これまでも、増額の場合も、減額の場合も特別職と一般職は同様に取り扱ってきました。したがって、今回も人事院勧告に基づき、一般職に合わせて改定することが最も合理的で適切な対応と考えることから、本議案に賛成いたします。

なお、特別職報酬等審議会で議論を行うという意見については、私も同感ではありますが、今回の手当についてはこれに当てはまらないということで一定理解をしますが、適切な時期に定期的に特別職、議員の給与については審議会でチェックすることが適当であるということとを申し添えまして、討論といたします。

以上です。

- 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

早乙女議員。

- 8番 早乙女 実議員 8番・共産党の早乙女です。

会派を代表して、反対の立場で討論をいたします。

先ほど質疑をいたしましたように、特別職報酬等審議会を開催して、その是非について意

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

見を聞く必要や審議をする必要があったと考えています。それを開かずに、人事院勧告や一般職に合わせるというだけでは根拠が薄いと想着て、審議会に諮るべきであったということで、今議案には反対をいたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することを可とする方は賛成のボタンを、否とする方は反対のボタンを押してください。

それでは採決を開始いたします。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認め、これで採決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第85号 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○ 関戸繁樹議長 日程第17、議案第85号「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第85号について、辻より御説明申し上げます。

追加議案書の72ページでございます。

まず、提案理由は、一般職及び特別職に係る給与改定との均衡及び府内の動向など本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、市議会議員に支給する期末手当について所要の措置を講じようとするものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、内容につきまして、73ページを御覧ください。

第1条による改正は、令和6年4月1日に遡及して適用する内容で、次のページ、第2条による改正は、令和7年4月1日から施行する内容でございます。

市議会議員の期末手当について、年額0.1月分増額する改正でございまして、令和6年度分は12月分を増額し、令和7年度以降は6月分と12月分を平準化させるものでございます。

75ページを御覧ください。

最後に、附則は、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件についても、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

先ほどの条例改正でも同じ質問をしましたが、本条例改正においても改めて質問させていただきます。

提案説明では、一般職や特別職の給与との均衡や社会情勢を勘案して議員の期末手当を改正することですが、議員は、一般職や特別職とは異なり、非常勤であり、兼業している議員も多くいます。また、先ほども言いましたが、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定される一般職の給与とは性格が異なり、その職務の特殊性に応じて決定されるべきもので、一般職と連動して改正すべきものではないと考えます。

では、なぜ議員の期末手当を一般職や特別職と同じように0.1月分増額する必要があるのか、その理由についてお示してください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。

市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

先ほども答弁いたしましたとおり、特別職や議員の期末手当につきましては、人事院勧告

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に基づく一般職の期末勤勉手当の改定に準じ改定してきた経過がございます。また、人事院勧告は、あくまで一般職を対象とした勧告ではあるものの、広く民間企業の実態を調査した結果に基づくものであり、特別職や議員に対しても、その改定の根拠として最も適切なものであると考えております。

以上です。

- 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。
- 17番 遠藤隆志議員 先ほどの議案第84号と全く同じ答弁であります。やはり市民の理解を得られるような改正ではありません。当然納得いくものではないということを表明いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

- 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありますか。

遠藤議員。

- 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

議案第85号「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、大阪維新の会を代表し、反対の立場で討論をいたします。

先ほどの議案第84号と同じく、今後ますます市民の経済負担が大きくなっていくことが想定される中で、我々議員についても、やはり自らの報酬を引き上げることは、市民の理解を得ることは到底できません。今後については、人事院勧告の本来の趣旨に鑑み、市議会議員については改定の対象から除外していただくよう強く要望し、議案第85号「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、反対といたします。

以上です。

- 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

山本議員。

- 12番 山本秀明議員 12番・明政会の山本です。

会派を代表いたしまして、議案第85号「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場で討論いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

さきの特別職の議案と同じく、市議会議員についても同じ地方公務員として、和泉市のため政務活動に従事しております。一般職、特別職と違い、退職金等の各種手当は支給されておきませんが、議員はその役務に対する対価として議員報酬等、手当としては唯一、期末手当の支給が地方自治法を根拠として支給されております。

また、一般職と違い、議員は他に職業を持つことができるとされています。しかし、各議員の個人差はありますが、現状は片手間で市議会議員の職責を果たせるものではなく、私も含め多くの議員は、毎日のように市役所に来庁し、日々議員活動を専業で活動している現状です。また、議場にいる我々は、現在、市議会議員の任に就いておりますが、今後、若年層、子育て世帯などといった様々な背景を持つ方にも、自身の資産状況や職業の有無に関係なく、市民平等に議員をめざすことができるようにするには、生計費としての補償は一定必要なものであると考えます。

よって、増額の場合も減額の場合もありますが、議員に支給される唯一の手当である期末手当も、今までどおり物価や社会情勢、民間水準を踏まえた人事院勧告に基づく一般職の期末手当支給率に合わせるのが合理的であり適切であるとの考えから、本議案に賛成いたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 8番・共産党の早乙女です。反対の立場で討論をいたします。

先ほどの議案第84号と同じく、報酬等審議会で諮るべき、条例の中身では、先ほど質疑の中でおっしゃったように、議員の報酬額及び特別職の給料額に関する条例を提出しようとするとき、審議会の意見を聞かなければならないとなっておりますので、同じくやはり議員についても客観的な判断が必要で、審議会を開いて諮るべきだったと考えております。今回はそれをなしに出されたということで、反対をいたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することを可とする方は賛成のボタンを、否とする方は反対のボ

タンを押してください。

それでは採決を開始いたします。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認め、これで採決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第86号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○ 関戸繁樹議長 日程第18、議案第86号「和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、提案理由説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第86号について、辻より御説明申し上げます。

追加議案書の76ページでございます。

まず、提案理由は、人事院勧告等に基づき改正される府費負担教育職員との均衡を図るため、市費負担教育職員の給与等について所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、内容につきまして、77ページを御覧ください。

第1条は、令和6年4月1日に遡及して適用する内容で、市費負担教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を増加し、合計で0.1月分の増額とするとともに、別表に規定する給与表を改定しようとするものでございます。また、その他の規定につきましても、規定の整備を行うものでございます。

85ページを御覧ください。

第2条は、令和7年4月1日から施行する内容でございます。市費負担教育職員の期末手当及び勤勉手当について、令和7年度以降の支給率を6月分と12月分で平準化しようとするものでございます。

最後に、附則は、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件についても、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第86号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○

◎議案第87号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第6号)

◎議案第88号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

◎議案第89号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

◎議案第90号 令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

◎議案第91号 令和6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

◎議案第92号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

◎議案第93号 令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算(第2号)

○ 関戸繁樹議長 日程第19、議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第6号)」

から日程第25、議案第93号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算(第2号)」までの以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」から議案第90号「令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」までにつきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、民間企業における賃上げの状況等を反映した人事院勧告に鑑み、職員の給与に関する条例等の一部改正を行うことに伴い、予算措置するものでございます。

初めに、議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」から御説明申し上げます。

追加議案書88ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3億350万8,000円を追加し、総額を842億963万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正内容は、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。

まず、議会費から教育費までの職員給与費及び各特別会計への繰入金、企業会計への補助金におきまして、人事院勧告を受けての給与改定などに伴い、総額で2億1,300万8,000円を追加いたしました。

次に、総務費の会計年度任用職員配置費では、人事院勧告を受けての給与改定などに伴い、会計年度任用職員報酬、期末手当、共済費について、合わせて9,050万円を追加計上いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、92ページをお願いいたします。

まず、繰入金では、財政調整基金からの繰入金1億4,532万8,000円を追加計上いたしました。

次に、諸収入では、雇用保険料個人負担分52万8,000円、退職手当企業会計負担収入5万4,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

最後に、繰越金では、前年度繰越金1億5,759万8,000円を追加計上いたしました。

議案第87号の内容は以上でございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案第88号「令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に439万9,000円を追加し、総額を198億2,338万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

111ページをお願いいたします。

職員給与費や会計年度任用職員報酬等について、人事院勧告を受けての給与改定などに伴い、総額で439万9,000円を追加いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、110ページをお願いいたします。

繰入金について、一般会計からの職員給与費等繰入金439万3,000円を追加計上いたしました。

次に、諸収入では、雇用保険料個人負担分6,000円を追加計上いたしました。

議案第88号の内容は以上でございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

議案第89号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に402万5,000円を追加し、総額を170億827万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

121ページをお願いいたします。

職員給与費や会計年度任用職員報酬等について、人事院勧告を受けての給与改定などに伴い、総額で402万5,000円を追加いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、120ページをお願いいたします。

保険料では、現年分保険料7万4,000円を追加計上いたしました。

次に、国庫支出金では、介護予防・日常生活支援総合事業費調整交付金1万6,000円、介護予防・日常生活支援総合事業費交付金6万5,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、支払基金交付金では、地域支援事業支援交付金8万8,000円を追加計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

た。

次に、府支出金では、介護予防・日常生活支援総合事業費交付金4万1,000円を追加計上いたしました。

次に、繰入金では、一般会計からの介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金4万1,000円、職員給与費繰入金335万3,000円、事務費等繰入金34万4,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

最後に、諸収入では、雇用保険料個人負担分3,000円を追加計上いたしました。

議案第89号の内容は以上でございます。

続きまして、128ページをお願いいたします。

議案第90号「令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に91万3,000円を追加し、総額を35億1,697万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

131ページをお願いいたします。

会計年度任用職員報酬等について、人事院勧告を受けての給与改定などに伴い、総額で91万3,000円を追加いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、130ページをお願いいたします。

繰入金について、一般会計からの事務費等繰入金90万8,000円を追加計上いたしました。

次に、諸収入では、雇用保険料個人負担分5,000円を追加計上いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第87号から第90号までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 上下水道部長。

○ 近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

ただいま御上程いただきました議案第91号「令和6年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」から議案第93号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算（第2号）」までの3件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回の補正予算は、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費などの更正を行うものでございます。

追加議案書の134ページを御覧ください。

初めに、議案第91号「令和6年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

第2条では、令和6年度和泉市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）主要な建設改良事業として計上いたしました改良事業7億6,853万1,000円を7億6,997万7,000円に改めるものでございます。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額であります第1款水道事業費用の既決予定額から788万6,000円を増額し、33億1,457万5,000円に改めるものでございます。

次に、第4条では、予算第4条に定めた資本的支出の予定額であります第1款資本的支出の既決予定額から144万6,000円を増額し、11億9,077万7,000円に改めるものでございます。また、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,818万5,000円を6億7,963万1,000円に改めるものでございます。

次に、第5条では、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、（1）職員給与費3億452万円を3億1,385万2,000円に改めるものでございます。

135ページ以降に補正予算実施計画などを掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

議案第91号の説明は以上でございます。

続きまして、追加議案書149ページ、議案第92号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

第2条では、令和6年度和泉市公共下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）主要な建設改良事業として計上いたしました公共下水道整備事業7億7,536万5,000円を7億7,690万円に改めるものでございます。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入の予定額であります第1款下水道事業収益の既決予定額から5,000円を増額し、41億3,622万7,000円に改めるものでございます。また、収益的支出の予定額であります第1款下水道事業費用の既決予定額から359万7,000円を増額し、38億7,406万1,000円に改めるものでございます。

次に、第4条では、予算第4条に定めた資本的支出の予定額であります第1款資本的支出の既決予定額から153万5,000円を増額し、27億9,296万4,000円に改めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億5,756万1,000円を14億5,909万6,000円に改めるものでございます。

150ページをお願いします。

第5条では、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)職員給与費1億7,522万9,000円を1億8,036万1,000円に改めるものでございます。

151ページ以降に補正予算実施計画などを掲載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

議案第92号の説明は以上でございます。

最後に、追加議案書167ページをお願いします。

議案第93号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算(第2号)」につきまして御説明申し上げます。

第2条では、予算第3条に定めた収益的収入の予定額であります第1款浄化槽事業収益の既決予定額から25万9,000円を増額し、3,377万6,000円に改めるものでございます。また、収益的支出の予定額であります第1款浄化槽事業費用の既決予定額から25万9,000円を増額し、3,377万6,000円に改めるものでございます。

次に、第3条では、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)職員給与費1,669万9,000円を1,695万8,000円に改めるものでございます。

次に、第4条では、予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額2,314万5,000円を2,340万4,000円に改めるものでございます。

168ページ以降に補正予算実施計画などを掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第91号「令和6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」から議案第93号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算(第2号)」までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本各件についても、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女議員。

- **8番 早乙女 実議員** 議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第6号)」に反対の立場で共産党議員団を代表して討論を行います。

先ほど反対いたしました議案第84号、特別職の給与改定、また議案第85号、市会議員の報酬の引上げの条例改正、それを含む関連の補正予算であるということから、本予算に反対をいたします。

以上です。

- **関戸繁樹議長** 他に討論の発言はございませんか。

遠藤議員。

- **17番 遠藤隆志議員** 17番・大阪維新の会の遠藤です。

議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第6号)」に、大阪維新の会を代表し、反対の立場で討論を行います。

本一般会計補正予算につきましては、先ほど共産党さんからも指摘がありましたように、先ほど議案第84号、第85号で審議をした議員と特別職の期末手当が含まれていることから、本議案に対しても反対といたします。

以上です。

- **関戸繁樹議長** 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本7件のうち議案第87号については反対意見がありますので、これを先に電子採決システムにより採決いたします。

まず、議案第87号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第6号)」を原案のとおり可決

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

することを可とする方は賛成のボタンを、否とする方は反対のボタンを押してください。

それでは採決を開始いたします。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認め、これで採決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、残る6件について採決いたします。議案第88号「令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第89号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第90号「令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第91号「令和6年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」、議案第92号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算(第3号)」、議案第93号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計補正予算(第2号)」の以上6件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第88号、第89号、第90号、第91号、第92号、第93号は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第7号)

- 関戸繁樹議長 日程第26、議案第94号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

総務部長。

- 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第94号「令和6年度和泉市一般会計補正予算(第7号)」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

追加議案書その2、2ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国において、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が11月22日に閣議決定され、関連する補正予算について、12月17日に成立したことを受けまして、国から示されている住民税非課税世帯への給付事業を早急に実施するため、関連経費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を計上したものでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に7億9,703万8,000円を追加し、総額を850億667万7,000円とするものでございまして、その内容は後ほど事項別明細書に基づき御説明いたします。

次に、第2条は、繰越明許費の補正でございまして、議案書4ページの「第2表 繰越明許費補正」に記載の非課税世帯支援給付金事業につきまして、翌年度へ繰り越して事業を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

民生費の非課税世帯支援給付金事業におきまして、住民税非課税世帯への支援といたしまして、1世帯当たり3万円、子ども1人当たり2万円を給付するために、非課税世帯支援給付金7億7,000万円、会計年度任用職員の配置や事務支援、データ抽出、個別通知などに係る事務費として2,703万8,000円、合わせて7億9,703万8,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入でございます。

ページ戻りまして、5ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億9,703万円を追加計上いたしました。

また、諸収入において、雇用保険料個人負担分8,000円を追加計上いたしました。

議案の説明は以上でございますが、参考といたしまして、別途配付しております補足資料を御覧ください。

補足資料のうち、2、対象世帯支給額の中で、給付する対象世帯の基準日について、令和6年12月中の予定としておりましたが、昨日、国から通知があり、基準日については令和6年12月13日となりましたので、御報告いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第94号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第7号）」の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件についても、委員会付託を省略し、これより質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第94号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第15号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

- 関戸繁樹議長 日程第27、議員提出議案第15号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」を議題といたします。

本件の提案の趣旨説明を願います。

森議員。

- 10番 森 久往議員 ありがとうございます。10番・森でございます。

ただいま上程されました意見書の内容については、議員各位のお手元に御配付のとおりでございます。

趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

岡田議員。

- 16番 岡田 勉議員 議席番号16番・大阪維新の会、岡田 勉です。

本意見書に対して、提出会派、五月会さんに対して質問させていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今まさに、国会において103万円の壁について議論が繰り広げられています。ただの減税の話ではなく、社会保障制度全体の話であることは、与党も野党も共通認識していることであると思います。医療保険制度と年金制度は関連性があり、全体で議論する必要があります。地方議会議員の年金問題だけを法改正してまで優先するものではなく、先に議論すべきは社会保障制度の全体の改革であると考えますが、どのような考えをお持ちでしょうか。よろしくお願いたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、森議員。

○ 10番 森 久往議員 質問ありがとうございます。

まず、この年金制度についての考え方を述べさせていただきたいと思います。

地方議会議員は、勤務時間の定めがある職ではないものの、議会開催中以外にも、閉会中審査をはじめ、議員であることに伴う様々な議会活動を行っております。また、議会活動等の対価として、月等の一定期間ごとに定額の報酬を受けているという実態を踏まえすと、首長や地方自治体職員と同様に厚生年金に加入できるようにするのは合理的であるというふうに考えています。

また、新たな制度を創設するというものではございません。また、公費負担についても、厚生年金制度上、事業主の負担であり、従来から加入している首長や自治体職員に対しても同様の公費負担が行われるものと思います。この考え方を優先しておりますので、まず御報告いたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 ありがとうございます。社会保障制度全体の話がまず先であると思うんですけども、この点に関してもう一度お願いたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

まず、今回の意見書については、まず国会のほうに厚生年金のことを基本にして提案して、国のほうでいろいろ年金制度、例えば国民年金のこととか年金制度についても、そこでまた議論されるというふうに思っておりますので、社会保障制度の範疇にあるかというふうには認識をしますけれども、まずは厚生年金のことでの上程ということで御認識いただければありがたいと思います。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○ 関戸繁樹議長 はい、岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 ありがとうございます。もう1問質問させていただきます。

(「議長、そのことについて、提出者であるんで発言させていただきたい」と呼ぶ者あり)

○ 関戸繁樹議長 質疑の途中ですので、山本議員、後でさせていただきますので。

(「後 やな」と呼ぶ者あり)

いや、後ほど当てさせていただきます。

継続して、先、じゃ岡田議員、質疑続けてください。

○ 16番 岡田 勉議員 僕、しゃべってよろしいんですか。

○ 関戸繁樹議長 どうぞ。

○ 16番 岡田 勉議員 もう1問、すみません。

地方自治体の歳出予算を承認し、税金の用途を厳格に監査する責任がある地方議会議員自らが、議員特権と批判され、既に廃止された地方議会議員年金制度を代替するような厚生年金加入は、国民の理解を得られるものとは私は思えません。個人事業主など多くの国民は国民年金に加入しており、地方議員を厚遇する必要はなく、同じでよいと考えますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。よろしく願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

先ほどお話ししましたことを、その内容について優先するという考えでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 よろしいですか。

岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 ありがとうございます。以上です。

○ 関戸繁樹議長 じゃ、提案者として、はい、松田議員、どうぞ。

○ 24番 松田義人議員 失礼します。24番・五月会の松田でございます。

先ほどの森議員の回答、御答弁に対しまして、少し補足をさせていただきたいと思えます。

維新の会さん、岡田議員からの御質問にありました、社会保障制度全体を考える上で優先して考えるべき内容ではないのではないかというような趣旨の御質問があったというふうに思っておりますが、これにつきましては、もともと議員年金制度というものがありました。この廃止に至った経過というのは、もうよく議員の皆さんであれば御存じのことかと思えます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そのときに、議論の経過から、議員の厚生年金保険への加入の話については議論が続けられてきておりました、参議院、自民党、議員年金に関するプロジェクトチームの設置でありますとか、他の地方議員年金検討プロジェクトチームの設置でありますとか、そんな中で議論が尽くされまして、地方議会議員を職員とみなして、共済組合に加入して厚生年金被保険者の資格を取得する内容の改正案というものも了承されております。

ただ、きちんとした制度の設計までには至っておりませんが、そのような議論も尽くされておりますので、この厚生年金への加入の話和社会保障全体の話から切り離して優先して今話をしているということではなくて、過去の経過も踏まえて今必要ではないかということ意見を国に上げようということの趣旨の提案でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、山本議員。

○ 12番 山本秀明議員 12番・山本です。

私もこの本議案の賛同者として名前を連ねておりますので、さきの岡田議員の質問について述べさせていただきたいと思っております。

どちらも大切な、御指摘いただいた年金の問題についても大切な問題であります。ただ、本意見書を提出するに当たりまして、どちらが大切かということよりも、もしそれが必要であるというのであれば、維新の会さんからその意見書を本議会に提出すればいいだけのことであって、どれを優先するかというのは、我々地方議会からの意見によって国が決めることであるということをお述べさせていただきたいと思っております。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言ございませんか。

はい、遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

本意見書について少し質問させていただきます。

平成30年の定例会におきまして、我が会派から議員提出議案として、新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対するという意見書を提出させていただきましたが、そのときは反対多数で否決をされました。今回の意見書につきましては、内容については全く正反対、加入するべき、加入すべきでないという趣旨であります、厚生年金加入の是非を問うという点については、同じ論点での意見書になっております。

その否決された際の反対理由のときに、こういった話は市民の皆さんに話をして判断する案件で、突然意見書を出すのではなくて、市議会では話し合いの場を設けてから始めるのが筋で

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

あると。また、平成25年11月、全国市議会議長会において、地方議員の被用者年金制度への加入についての議案が議決して以降、具体的な議論がなされておらず、国会においても法案は提出されていない。意見書提出は時期尚早であるということで、たしか、いまだに国会においては法案は提出されていないものと認識をしております。

さらには、厚生年金加入については国で議論することで、今までの何か流れからいって自然なことであるということで、そういうこともありますので、私たちは、前回否決されてから、それらの意見を尊重し、それ以降、この趣旨の意見書は再提出はしていません。このような御意見があることも踏まえ、やはりこれを機に、意見書という形を出してくるのではなく、議会改革活性化会議等々の議論する場がありますので、そちらで議論したらいいのかなと思うんですけれども、そのあたりについて御見解をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 はい、森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

御意見いただきましたが、これは議長会から、全国議長会からの流れと、そしていろいろ検討された流れの中で、最終的に和泉市としてこの厚生年金の加入を賛同して上程することによって、国会のほうで検討していただくと、そういう思いで上程しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ただいま議長会からの要請でということで、その点についてはわかりますけれども、じゃ議長会からの要請でとなりますと、今まで言っていた話と違うよねという話になると思うんですけれども、その点についてどう思われますでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 はい、山本議員。

○ 12番 山本秀明議員 山本です。

もしそう思うのであるならば、これが提出されたというのは今議会の頭で分かってるんで、いわゆる議会改革会議の開催を提案してもよかったと、維新の会さんから提案してもよかったと思いますし、そして、先ほどのいわゆる議員報酬改正の件につきましても、前から言ってる維新の会さんの考え方、いわゆる議会改革の議論もなしに党としての考え方を示されたということで、もしそれを思うならば党派提案という形で、それを上程することもできますので、それをこちらのほうにだけ押しつけてくるというのは、私はちょっと考え方が違うんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 関戸繁樹議長 遠藤議員。
- 17番 遠藤隆志議員 私が質問したことに答えていただきたいと思います。今のは、それを通り越して我々を批判する内容になっております。それは、言わば一種の反問権に当たるのかなというような気もしますが、その点についてどう思われますか。
- 関戸繁樹議長 はい、山本議員。
- 12番 山本秀明議員 反問権と言うのであるならば、お互い、今、維新の会さんが質問することに答えろと、そういう姿勢ではなく、議会改革の場で対等な立場で議論すべきだということをお願いいたします。
- 以上です。
- 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。
- 17番 遠藤隆志議員 そうですね。議会改革活性化会議等の場で議論すべきという今意見が出ましたよね。ということは、やはりここで議論すべきではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 関戸繁樹議長 山本議員。
- 12番 山本秀明議員 そのように申し上げております。ですんで、さきの議案でありました議員報酬の件についても、特別職報酬等審議会で議論に上げるべきだということについても賛同しておりますので、その辺も含めて議会改革検討会議を開催したらいいんじゃないかなというふうに思っております。
- 以上です。
- 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。
- 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。本当にいい御意見を頂戴してありがとうございます。今後やはりこういったことについては、我々議員の身分に関すること、報酬、様々なことについて、定数等々、やはり議会改革検討会議の場で検討していただいたほうがふさわしいのかなというような御意見を頂戴しましたので、そちらについては尊重させていただきます。
- 次に、いろいろな意見あるんですけども、やはり今回こういった形で議員が厚生年金に加入となりますと、当然、事業者負担というのは必要となってまいります。実際、それでは今、議員が厚生年金に加入した場合、和泉市議会としてどれぐらいの費用負担が要るのかということについてお答えを願います。
- 関戸繁樹議長 はい、松田議員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 24番 松田義人議員 失礼します。24番・五月会の松田でございます。

遠藤議員の御質問にお答えいたします。

この公費負担につきましては、事業主負担の額、端的に申し上げますと、あくまで試算でございますが、2,310万円ということでお聞きをしております。従来から、首長でありますとか自治体の職員に対して行われているものと同様の負担ということになっておりますので、和泉市議会に当たっては2,310万円の試算が出ております。

以上です。

- 関戸繁樹議長 はい、遠藤議員。

- 17番 遠藤隆志議員 遠藤です。ありがとうございます。

まさしく私も試算しております、試算していることについて御質問させていただいたことについてはあれなんですけれども、まさしくそれぐらい要るんですよ。大きな金額になります。当然、先ほど森議員さんからも、公務員さんについても事業者負担というのは市が支払ってるというところでもありますので、ただ、我々と職員さんとは違います。

(発言する者あり)

今質問してますので。

- 関戸繁樹議長 続けてください。

- 17番 遠藤隆志議員 我々と職員さんとは違います。職員さんというのは、やはり市と雇用契約を結んで、従業員というんですか、生計を支えていくということで、職業としての職員さんですけれども、その分についての事業者負担というのは当然であろうと思いますが、やはり我々議員というのは、先ほども言ってますように兼業もできるわけで、多くの議員が兼業もされてるのも事実です。

じゃ、今ここで我々議員だけが国民年金から厚生年金に入るとなると、今既に国民年金に入っておられる事業者の方からすると、何か議員だけがというふうに思われると思いますし、既に今兼業されている議員さんも、当然個人でやられてる場合は国民年金に入られると思います。しかし、その議員さんが厚生年金加入となりますと、同じ個人事業主でありながら、議員ということだけで厚生年金加入となりますと、やはりそこは一個人事業主の国民年金に入っております。

(「議長、討論に入っています。質疑じゃありませんので」と呼ぶ者あり)

- 関戸繁樹議長 山本議員、御静粛に。遠藤議員に申し上げます。今、質疑の時間ですので、この意見書の内容についての質問をしていただきます。それで、御自身のお考えにつきまし

ては、後ほど討論の時間を設けますので、御理解ください。

○ 17番 遠藤隆志議員 ですから、そのようなこともありますので、やはり個人事業主の方に理解をいただけないのかと思いますが、その点についてはいかがだと思いますでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 質問の内容としましては、この意見書の内容を市民の皆さんに理解いただけますかという質問でよろしいですか。

松田議員。

○ 24番 松田義人議員 24番・五月会の松田でございます。

ただいまの御質問に対して提案の会派としてお答えさせていただきたいと思いますが、まず自治体の職員と議員とは違うのではないかというようなことがあったと思います。こちらに関しましては、先ほどの議案の中でもありましたとおり、山本議員からの討論の中でもありました。我々専門の議員については、時間的な制約、また事業主と契約を結んでの職員ということではありませんが、議員としての活動に充てる時間、また議会の閉会中につきましても、閉会中の審査というような業務にも携わっておるということでございますので、非常に職員さんとかかなり近いような業務の形態ということにも考えておりますので、その点については問題ないのかなというふうに考えております。

また、国民年金加入の事業主の皆さんが、議員だけということで、特権といいますか、議員だけ加入するのはおかしいというふうに思うのではないかというようなお話があったかと思いますが、これにつきましては、また兼業の議員さんもいらっしゃるということで、この点は重なってくるのかなというふうに思いますけれども、兼業の議員については、兼業先の報酬月額が議員の報酬月額を超える場合には、兼業先の企業、団体などの厚生年金に加入するものと、今までのプロジェクトチーム等での議論の中でも整理をされておるということですので、もちろん個人事業主の方はその事業だけということですし、我々は市の職員さんにかかなり近い形での業務に携わっておるという点、それから、先ほど申し上げましたように、標準報酬月額において、どちらに加入するのかというようなことの整理もされておるということでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。

様々質問させていただきまして、また先ほどの議案の中で、職員と議員ということでありましたように、それぞれの考え方が違うというところについては十分理解できましたので、

質問については以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 関戸繁樹議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 17番・大阪維新の会の遠藤です。

議員提出議案第15号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」について、会派を代表し、反対の立場で討論を行います。

今回の意見書では、諸般の理由により、近年においては議員の専門化が進んでいるとのことではありますが、やはりそもそも市議会議員というのは、職業ではなく、選挙で選ばれた公職者であり、その任務は市民の声を反映し、市民を代表して市政の監視や政策の決定に関与することであり、市と雇用契約を結んで生計を支えているいわゆる社員、職員ではございません。

確かにこの意見書が示すとおり、議員の専門化というのは進んでおりますけれども、これはあくまで結果にすぎません。言うまでもありませんが、先ほどから言っておりますように、議員には兼業が認められており、多くの議員さんが他の職業に従事をされております。仮に兼業されている地方議員が厚生年金加入を許されると、国民年金のみに加入している他の個人事業主との間に不公平感が生まれます。

今回の意見書のとおり、議員が厚生年金に加入となれば、会社員や様々な分野からの議員への転身については期待はできると思います。その前に、やはり国民年金では老後が不安であるというのであれば、国民年金自体の制度を見直すことが先決であると考えます。そのような議論をすることなく、やはりいきなり厚生年金加入ということを考えますと、多くの国民や個人事業主に対して、やはり説明責任を果たすことはできないのではないかと考えます。

また、先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、やはり多くの議員さんが過去に、このような意見書には、まず市民に意見を問う、事前に議会等で議論をすることが筋であるというふうに発言されていますように、やはりこの場で採決を求めるのではなく、一度徹底的に議論してから提出することが必要であると思います。

そもそも、厚生年金に加入できるから議員になるというのであれば、あまりにも議員とし

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

での志が低過ぎます。覚悟が足りないのではないかと思います。やはりそのような議員の方に市政を託すというのは、市民の方にとっても許されないのではないかと思います。

何よりも、議員が厚生年金加入となると、先ほども質疑の中でありましたように、事業主負担というのは市民の税金で賄われることとなります。市民に新たな税負担が生じます。このような問題点についても、やはりまずは市民の皆様に御理解をいただくことが大前提であると思います。

以上のことから、議員提出議案第15号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」については反対といたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり意見書を提出することを可とする方は賛成のボタンを、否とする方は反対のボタンを押してください。

それでは採決を開始いたします。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認め、これで採決を確定いたします。

(賛成多数)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第15号は原案のとおり意見書を提出することに決しました。

○

○ 関戸繁樹議長 以上をもちまして、今定例会に付議されました諸議案等は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして、市長の挨拶を願います。

辻市長。



(市長登壇、閉会挨拶)

○ **辻 宏康市長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に本議会をお願い申し上げ、令和6年度和泉市一般会計補正予算(第5号)をはじめ、多数の議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、連日にわたり本会議及び各委員会で慎重な御審議をいただき、ただいま御可決、御承認を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げます。また、令和5年度和泉市一般会計決算をはじめ各会計決算につきましても、議会の御承認を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

本定例会を通じまして議員皆様方からいただきました御意見、御要望につきましては、十分その趣旨を尊重させていただき、今後の市政運営に遺憾なきよう期してまいりたいと存じます。

さて、令和3年6月、市長として4期目をスタートしてからおよそ3年半、私の任期も残すところ半年余りとなりました。貴重なお時間を拝借いたしまして誠に恐縮ではございますが、議長のお許しをいただき、次期市長選挙への態度表明をさせていただきたいと存じます。

平成21年6月の市長就任以来、これまでの間、郷土和泉市の発展のため、職員と共に力を合わせ、全力を挙げて取り組むことができましたのも、議員皆様方、また市民皆様方の御理解と御協力、御支援のたまものと、まずもって心から深く感謝を申し上げます。

さて、振り返りますと、就任以来4期15年余り、私は初心を忘れず、信頼感、躍動感、親近感、この3つの「感」を肝に銘じ、タウンミーティングや各種行事など様々な機会を捉え、市民の皆様方からの声に真摯に耳を傾け、対話を通し、公民協働の下、まちづくりに取り組んでまいりました。

そのような中、未曾有の厄災となった新型コロナウイルス感染症が世界中で大混乱に陥れ、市民生活、日本経済に大きな影を落としました。そのコロナ禍においては、行政の判断や対応というものが市民の命と暮らし、また経済へと大きく直結していることを強く実感し、常にスピード感を持って数々の支援策に取り組んでまいりました。

また、近年、地震や台風、線状降水帯による豪雨や長雨など、数十年に1度、数百年に1度と言われるような自然災害が毎年各地で発生しています。今年の元日には、令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生しました。8月には、日向灘を震源とする宮崎県南部で最大震度6弱の地震が発生し、気象庁によって初の南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

このように、いつ何どき大きな地震や風水害が襲ってくるかもしれず、市民の安全と安心をお守りする防災力の強化が求められる中、和泉市立総合医療センターや中央消防署、和泉市役所庁舎、そして今月新たに開庁した和泉市消防本部・和泉消防署など、災害時に防災拠点、活動拠点となる施設の整備を行い、安全・安心のまちづくりを着実に推し進めることができたのではないかと考えております。

そして、昨今の少子高齢化、人口減少社会の中、持続可能な行財政運営の確立と将来にわたって安定した行政サービスを維持していくため、再生から躍進へと進めてきた改革の流れを受け継ぐ和泉創発プランが来年に最終年度を迎えます。創発プランでは、まちづくりにつきましても選択と集中を行い、北信太駅の周辺整備や富秋中学校区等のまちづくり、槇尾学園の開校といった大型事業にも積極的に取り組んでまいりました。

また、人材育成の面におきましては、職員一人一人のモチベーションを高め、常に資質向上を図るとともに、頑張る職員が報われるような抜本的な人事給与制度改革を実施し、人材育成と組織の活性化に向けた礎を築くことができたと考えております。

今、和泉市は、これまで取り組んできた再生、躍進から続く創発のまちづくりが実を結び、住みよいまち、元気なまちとして市内外から評価され注目を集めています。これからも長く和泉市が発展し続けるために、私の市政への情熱は衰えを知らず、熱く燃えています。就任以来、これまで議員皆様方からいただいた様々な御指摘、御提言を市政に生かし、私に残された任期を、市民皆様の安全・安心な暮らしの確保はもとより、市民生活のさらなる向上のため全力を挙げて取り組んでまいりますこととお誓い申し上げますとともに、本日ここに、来年6月任期満了に伴う市長選への立候補について、その決意を表明させていただきます。

市民の和泉市の明るい未来のため、私はまだまだやりたいことがたくさんあります。日本のトップランナーをめざし、和泉発日本となる前例のない取組にも積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。そして、市民の皆様から信頼される和泉市政を継続し、引き続き、さらなる和泉市の発展のために全身全霊をかけて取り組んでまいります所存でございます。

議員皆様方、市民皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

結びになりますが、今年も余すところあと僅かとなってまいりました。日ごとに寒さも増してまいりますが、議員皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただき、一層の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げますとともに、貴重なお時間を拝借いたしまして私の所信を表明させていただきましたことにお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ただきます。長時間、誠にありがとうございました。

○

◎閉会宣告

(議長閉会挨拶)

○ 関戸繁樹議長 市長の挨拶が終わりました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりました。議員各位には、議事運営に格別の御支援と御協力を賜り、また、諸議案等に対して慎重審議をいただき、ここに無事終了できましたことに対しまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、本年も残すところ僅かとなりましたが、議員の皆様、理事者の皆様には、寒さも一段と厳しくなる折から、健康には十分御留意いただきまして、どうかよいお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和6年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時54分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 関戸繁樹

同署名議員 山本秀明

同署名議員 阿部博